

公立大学法人北九州市立大学

平成 25 年度計画



北九州市立大学

目 次

I 教育

- 1 学部・学群教育の充実に関する目標を達成するための措置……………1
- 2 大学院教育の充実に関する目標を達成するための措置……………3
- 3 学生支援機能の充実に関する目標を達成するための措置……………4

II 研究

- 1 研究の方向性に関する目標を達成するための措置……………6
- 2 研究水準の向上に関する目標を達成するための措置……………7

III 社会貢献

- 1 地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置……………8
- 2 教育研究機関との協同に関する目標を達成するための措置……………9

IV 管理運営

- 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - (1) 大学運営の効率化…………… 11
 - (2) 事務体制の強化…………… 11
 - 2 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置…………… 12
 - 3 自己点検・評価、情報提供等に関する目標を達成するための措置
 - (1) 自己点検・評価及び情報提供…………… 12
 - (2) 大学認知度の向上…………… 12
 - 4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置
 - (1) 施設・設備の整備…………… 12
 - (2) 法令遵守等…………… 13
-
- [1] 予算、収支計画及び資金計画…………… 14
 - [2] 短期借入金 限度額…………… 16
 - [3] 重要な財産の譲渡、又は担保に供にする計画…………… 16
 - [4] 剰余金の使途…………… 16
 - [5] 北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則
(平成 17 年 3 月北九州市規則第 20 号) で定める業務運営に関する事項…………… 16

I 教育

1 学部・学群教育の充実に関する目標を達成するための措置

① 教育課程の改善、厳格な成績評価、単位認定

- 教育課程編成・実施方針に基づき、より体系的・順次性を重視した新しい教育課程を実施する。
(2-1)

- 学部・学群の年次・学期単位の GPA 分布を引き続き整理し、その状況を各学部等に報告し、教員間での共有を促進する。これを受け、各学部等では成績評価・単位認定について検証し、必要に応じて改善を行う。
(2-2)

② 英語力の全学的な養成

- 北方キャンパス 4 学部を対象に、到達度別クラス編成と少人数教育、TOEIC など公的資格の単位認定への活用による英語教育を実施する。また、新しい e-ラーニング教材や英語学習アドバイザーを活用し、学生の自学自習を促す。
(3-1)

[2 年次修了時：TOEIC470 (TOEFL：PBT460) 点以上*1到達者の割合：50%以上]

- 基盤教育センターひびきの分室は、英語科目必修単位 6 単位を 8 単位に増加した新しい英語教育課程を実施する。また、昨年度に引き続きプレイスメントテスト及び TOEIC 試験の結果に基づく到達度別クラス編成を行う。
(3-2)

③ 世界を舞台に活躍する語学力に優れた人材の養成

[外国語学部の取組]

- 外国語学部英米学科は、英語学習講習会などの学習支援プロジェクトを引き続き実施するとともに、3、4 年次における TOEIC 等の受験対策及びスコア管理を徹底する。
(4-1)

[卒業時：TOEIC730 (TOEFL：PBT550)点以上*2到達者の割合 50%以上]

- 外国語学部中国学科は、新カリキュラムにおいて基盤教育科目の「中国語 1～8」を専門教育科目の中国語総合科目に組み換えるなど、基礎的かつ総合的な中国語能力の育成を目指す。また、中国語担当教員を対象とした研修の実施により、教育能力の向上を図るとともに、中国語科目の授業のサポート体制を強化する。
(4-2)

[その他学部学科の取組]

- 文部科学省の補助事業に採択された「グローバル人材育成推進事業」(Kitakyushu Global Pioneers) の学生への周知、啓発活動を行うとともに、新たに作成したグローバル人材育成プログラムを推進する。また、既に先行して実施中の副専攻 Global Education Program*3は、外国語学部に加え、文学部まで対象学部を拡大する。
(5-1)

④ 地域人材の養成

- 地域創生学群では、実習（1 年次：指導的実習、2、3 年次：地域創生実習等）と演習を中心とした学習を通して、地域の再生と創造を目指し、地域社会の様々な分野で指導的役割を担う人材に必要な 6 つの能力*4を養成する。
(6-1)

[4 年次修了時：すべての能力で積極的かつ主体的に行動できる水準への到達者の割合 90%以上]

¹ 日常生活のニーズを充足し、限定された範囲内では業務上のコミュニケーションができるレベル

² どんな状況でも適切なコミュニケーションができる素地を備えているレベル

³ Global Business Course と Global Studies Course の 2 コースがあり、文学部の学生は Global Business Course と Global Studies Course の 2 コースを履修することができる。Global Business Course では、高度で実践的な英語力、経営に関する知識を駆使し、Global Studies Course では、国際的な文化・社会への深い理解力、実践的な英語力を持ち、いずれも国際社会で活躍できる人材の養成を目的とする。各コースの修了要件の 1 つとして、Global Business Course では TOEIC800 点以上を、Global Studies Course では、同 730 点以上を課している。

⁴ ①コミュニケーション力 ②チームワーク・リーダーシップ ③課題発見力 ④計画遂行力 ⑤自己管理力 ⑥市民力

⑤ 環境人材の養成

[国際環境工学部の取組]

- 国際環境工学部は、グループ単位のフィールドワークを取り入れた体系的な PBL (Project Based Learning) 教育*1科目群を含む新カリキュラムをスタートし、技術者として必要な 5 つの能力の養成に着手する。(7-1)

[北方キャンパスの取組]

- 平成 25 年度以降の入学生を対象に、副専攻「環境 ESD*2プログラム」を開設する。(8-1)

⑥ 学習成果の検証

- 引き続き、各学部等と協力して入学後の成績調査、授業アンケート、卒業生アンケート、卒業生の資格取得状況の調査を実施するとともに、新たに学生の就職先企業へのアンケートを実施し、収集・分析したデータを各学部等へフィードバックする。これを受け、各学部等では、必要に応じて改善等を行う。授業アンケートは、学部学科等の学位授与方針に基づく各授業科目のねらい（カリキュラムマップ）の達成状況の測定を含めて実施する。また、学部学科等の学位授与方針の達成状況（学生の学習成果）の測定・評価方法を検討し、平成 26 年度導入に向けて、システム開発に着手する。(9-1)

⑦ FD*3の推進、教育内容・方法の改善

- 学科等の単位でのピアレビュー*4、新任教員研修、FD 研修（セミナー）、授業アンケートを実施し、「FD 委員会活動報告書」や「FD 部会活動報告書」等に取りまとめる。また、授業アンケートの結果をもとに、学生の学習成果を検証し改善を行う。(10-1)
- 地域創生学群は、効果的な授業方法が蓄積されたデータベース（地域創生 Tips）を充実させるとともに、地域創生学群独自の FD 研修会を実施し、活用成果の共有を図る。(10-2)
- 地域創生学群は、外部有識者で構成するアドバイザーボードを引き続き開催し、助言などを踏まえ教育内容・方法の改善などに活用する。(10-4)

⑧ 高校教育と大学教育の円滑な接続

- 引き続き、入学前教育を外国語学部英米学科、国際環境工学部、地域創生学群、経済学部で実施するほか、「グローバル人材育成推進事業」(Kitakyushu Global Pioneers) の対象学部の入学予定者に、e-ラーニング教材及び英語学習アドバイザーを活用した入学前教育を実施する。(13-1)
- 国際環境工学部は、物理・化学・数学の補習授業を実施する。(13-2)

⑨ 戦略的な入試広報による優秀な学生の確保

- 入試結果等を踏まえ、入試広報戦略の検証を行う。(14-1)
- スカラシップ入試*5について、志願・入学状況・入学後の成績などを踏まえて総括し、継続の判断を行う。(14-2)
- 入試広報戦略に基づき、平成 25 年度の入試広報計画を定め、志願者数の増加や優秀な学生の確保に向けて取り組む。[実質倍率*62.8 倍以上](14-3)

1 専門的知識・技術力を応用して、実践的な環境人材を育成するためのプロジェクト型・課題解決型教育のこと

2 持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の略称。ESD は 2005 年に UNESCO(国際連合教育科学文化機関)を主導機関としてスタート。2006 年、北九州地域は RCE 北九州として「ESD 促進のための地域の拠点(Regional Centres of Expertise: RCE)」に認定された。

3 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称

4 教員相互の授業評価、授業参観、授業観察など

5 入試成績が優秀な受験生に対して授業料・入学金などの学費を免除する入試制度

6 実質倍率=実際の受験者数÷合格者数

2 大学院教育の充実に関する目標を達成するための措置

① コースワーク、前・後期課程の接続等（社会システム研究科）

- 社会システム研究科博士前期課程では、コースワークの充実、学部との連携強化を行うため、現行の4専攻体制の見直し・再編を行う。また、学部推薦制度の導入に着手する。博士後期課程では、再編後の博士前期課程との接続を含めた教育課程編成・実施方針に基づき教育課程を整備する。

(16-1)

② 履修コースの集約、コースワーク等（法学研究科）

- 法学研究科では、学部推薦制度の導入に着手する。

(17-1)

③ 高度専門職業人養成の重点化・アジアの環境リーダーの養成等（国際環境工学研究科）

- 国際環境工学研究科は、学部生の大学院早期履修制度を活用した学部・博士前期課程の一貫教育プログラムを実施する。

(18-1)

④ ソーシャルビジネス系分野の重点化等（マネジメント研究科）

- マネジメント研究科は、研究科独自の自己点検評価委員会や外部委員から構成されるアドバイザー委員会等を活用し、マネジメント研究科アクションプランを推進する。

(19-1)

- マネジメント研究科アクションプランに基づいた授業カリキュラムの見直しを踏まえ、最新の経験知を取り入れた教員体制による実践的教育の充実を図る。

(19-3)

- 中国の中国人民大学などとの連携プログラムの企画・実施、学生交流などを継続実施するとともに、韓国又は中華圏の大学との協議を行うなど、海外ビジネススクールとの交流・連携を積極的に推進する。国内では、他のビジネススクールとの間で共通の課題などについて情報交換を行う。

(19-4)

⑤ 指導体制及び成績評価の適正化

- 学位の水準や審査の透明性・客観性を確保するため、博士後期課程においては、複数名の論文審査、論文審査員の公表、学位論文の要旨・審査結果要旨の公表を行う。また、博士前期課程及び修士課程においても学位論文の題目や要旨等の公表を行う。

(20-3)

⑥ 学習成果の検証

- 引き続き、各研究科の成績調査、授業アンケート、修了アンケート等を実施する。また、研究科専攻の学位授与方針の達成状況（学生の学習成果）の測定・評価方法を検討し、平成26年度導入に向けて、システム開発に着手する。

(21-1)

⑦ FDの推進、教育内容・方法の改善

- 各研究科または専攻単位で、組織的に授業のピアレビュー^{*1}、新任教員研修、授業アンケート等の結果の活用を行い、必要に応じて教育内容・方法の改善を行う。

(22-1)

- マネジメント研究科では、外部有識者で構成するアドバイザー委員会を開催し、助言などを踏まえ教育内容・方法の改善などに活用する。

(22-2)

¹ 教員相互の授業評価、授業参観、授業観察など

⑧ 入試広報の充実

- 大学ウェブサイト内に作成した大学院共通ページ等を活用し、各専攻・コースの概要や教員情報、入学者受入れ方針など、各研究科の情報を積極的に発信する。(25-1)
- 引き続き、マネジメント研究科では、卒業生等で構成されるマネジメント研究会や経営者とのネットワークを活用した入試広報を行う。(25-2)

⑨ アジア地域からの留学生受入れ

- ハノイ科学大学の教員を大学院博士後期課程に受け入れる。(26-1)
- 福岡県留学生サポートセンター等の事業を活用するなど、アジア地域（中国、ベトナム、インドネシアなど）の留学生の獲得を図る。(再掲) (50-4)

⑩ 定員充足率の改善

- 各研究科・専攻の入試広報活動や志願者・合格者・入学者の状況などの情報を収集・整理する。(27-1)

3 学生支援機能の充実に関する目標を達成するための措置

① 学習支援

- 電子シラバスと連動した、両キャンパス共通の履修登録システムを完成させる。(28-1)
- 地域創生学群では、学習ポートフォリオ*1を活用して、学生が自らの学習状況を自己点検し、自己開発力を身に付けるよう支援する。また、「グローバル人材育成推進事業」(Kitakyushu Global Pioneers)のプログラム履修者について、成績管理、学生ポートフォリオのシステム開発に着手し、試行的に実施する。(28-2)
- 北方キャンパス学生の図書館利用を促進するため、学生が専門分野を主体的に学習できる専門図書コーナーを引き続き実施する。また、新たに企画展示等の年間展示計画を立案し、実施する。(28-3)

② 地域社会を活用した学生の社会的自立の支援

- 地域共生教育センターは、オフキャンパス教育*2を充実するため、地域活動に必要とされる講座の開発・実施、地域社会ニーズに対応できる実践的な基礎力を高める教育プログラムの開発・実施などを行う。また、昨年度文部科学省の補助事業「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「まちなかESD*3センター」を本格稼働させ、市内の10大学、ESD協議会等との連携のもと、ESD活動を全市的に展開する。(29-1)
- 地域ものづくり交流センターでは、学生をものづくり教育ボランティアとして小学校等に派遣するとともに、インターンシップの実施などにより学生の就業力を培う。(29-2)

③ 課外活動支援

- サークル活動の支援やスポーツフェスタの開催、学生表彰制度を実施する。(30-1)

¹ 学生が、学習過程ならびに各種の学習成果(例えば、学習目標・学習計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表など)を長期にわたって収集したもの。それらを必要に応じて系統的に選択し、学習過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図っていくことを目的とする。

² 学生の地域活動の単位化、地域活動に関する講座・学習機会の提供など

³ 持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の略称。ESDは2005年にUNESCO(国際連合教育科学文化機関)を主導機関としてスタート。2006年、北九州地域はRCE北九州として「ESD促進のための地域の拠点(Regional Centres of Expertise: RCE)」に認定された。

④ 生活支援

- 早期支援システムにおける面談対象者に履修未登録学生を含めて引き続き実施する。 (31-1)
- 学生プラザを中心に、学生の悩み事・相談へ適切に対応していく。 (31-2)
- 昨年度策定した障害学生支援指針について、教職員への周知を行うと同時に、その運用を開始する。 (31-3)
- 経済的な事情を抱える学生への授業料減免などの必要な経済的支援を行う。 (31-4)

⑤ 就職支援

- 北九州地域産業人材育成フォーラム、九州インターンシップ推進協議会等との連携を活用するとともに、本学独自でのインターンシップ先の開拓を行う。また、海外展開している企業のインターンシップ受入れについても開拓を進める。 (32-1)
- 学部生・大学院生を対象に就職ガイダンスやセミナーなど就職支援を実施するとともに、引き続き進路把握率の向上を目指す。 (32-2)
【就職決定率^{*1}：90%以上】
- 国際環境工学部は、平成 25 年度以降の入学生に対し、1 年次から 4 年次までの体系的なキャリア教育を組み込んだ新カリキュラムをスタートさせる。
また、2 年次生を対象とした「企業と技術者」をセミナー形式で引き続き開講するとともに、一部の授業において企業等から講師を招いて特別講義を実施する。 (32-3)
- 地域ものづくり交流センターでは、インターンシップの実施などにより学生の就業力を培う。
(一部再掲) (29-2)

¹ 就職決定率＝就職が決定した学生数／就職を希望する学生数×100 (学生数には、大学院博士前期課程の学生を含む。)

II 研究

1 研究の方向性に関する目標を達成するための措置

① 新エネルギー・リサイクル技術等環境に関する研究・開発

- 新バイオディーゼル合成法開発など環境に関する研究・開発を行う。(33-1)

② 次世代産業の創出・既存産業の高度化に資する研究・開発

- 生体条件下での DDS 構造の解明と多糖核酸複合体の界面構造に関する研究、MEMS テクノロジーとの融合に関する研究など次世代産業の創出や既存産業の高度化に資する研究・開発を行う。(34-1)

③ アジアに関する研究

- アジア文化社会研究センターは、アジア地域に関する学際的な事象をテーマとしたシンポジウムを行う。(35-1)
- 特別研究推進費の重点配分などにより、各教員のアジアの政治・経済・社会・文化・歴史・環境などに関する研究を推進する。(35-2)
- アジア文化社会研究センターは、同済大学アジア太平洋研究センターとの研究交流として、国際シンポジウムを開催する。(35-3)

④ 地域に関する研究

- 都市政策研究所は、北九州地域のシンクタンクとして、北九州市等と連携して、市民生活やまちづくり等に関する調査研究を実施するほか、北九州市・地域団体からの受託調査を行う。また、下関市立大学との関門地域共同研究に取り組む。(36-1)
- 特別研究推進費の重点配分などにより、各教員の地域の政治・経済・社会・文化・歴史・環境などに関する研究を推進する。(36-2)

⑤ 研究成果の社会への還元

- 地域産業支援センターは、中小企業からの各種相談（経営相談・技術相談など）を受け付け、必要な支援を行う。(37-1)
- 国際環境工学部は、産学連携フェアへの出展や企業向けセミナーの開催などの産学官連携活動を行う。(37-2)
- 研究発表会・シンポジウムの開催、学会発表などを行う。(37-3)
- 研究成果に基づく刊行物や書籍の発行などを行う。(37-4)
- 博物館をはじめ文化施設への活動協力や地元商店街の活性化支援など地域連携活動を行う。(再掲) (41-3)

2 研究水準の向上に関する目標を達成するための措置

① 付属研究機関による研究拠点の形成

- 都市政策研究所は、北九州市が抱える政策課題の解決に向けて、北九州市・ICSEAD 等との連携を強化する。(39-1)
- 都市政策研究所は、仁川発展研究院との研究発表会を行う。(39-2)
- アジア文化社会研究センターは、同済大学アジア太平洋研究センターとの研究交流として、国際シンポジウムを開催する。(再掲)(35-3)
- 環境技術研究所は、研究所内に設置した各センター*1において、環境・エネルギー、情報分野などの研究・開発、学術交流等を引き続き推進する。(39-3)
- 環境技術研究所は、研究戦略、研究のレビューなど、研究のガバナンスを行うため、引き続き研究戦略会議を開催する。(39-4)

② 研究活動の促進

- 科学研究費補助金などの申請を促進する。(北方キャンパス教員は原則として3年に1回、国際環境工学部教員は原則として毎年度とする。)(40-1)

¹ 災害対策技術研究センター・・・災害対策・震災復興に関する技術開発を行う
産業技術研究センター(技術開発センター群を含む)・・・産業発展に寄与する研究を行う
国際連携推進センター・・・海外の研究機関との学術交流などを推進する

Ⅲ 社会貢献

1 地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置

① 地域連携による市民活動促進等への貢献

- 地域共生教育センター、地域ものづくり交流センターにおいて、学生のオフキャンパス活動を推進する。(41-1)
- 昨年度文部科学省の補助事業「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「まちなかESD^{*1}センター」を本格稼働させ、市内の10大学、ESD協議会等との連携のもと、ESD活動を全市的に展開する。また、引き続き、コラボキャンパスネットワークを実施するほか、まちづくり協議会やNPO法人などの地域活動団体等との連携事業を行う。(41-2)
- 博物館をはじめ文化施設への活動協力や地元商店街の活性化支援など地域連携活動を行う。(41-3)

② 小・中・高校連携による地域の教育力向上への貢献

- 地元の小・中学校や高等学校などに対し、本学授業との連携、学生ボランティアの派遣などを通して、授業・課外活動を支援する。(42-1)
- 小・中学生や親子を対象に体験科学教室やスポーツ教室を実施する。(42-2)
- ひびきのキャンパスでは、小・中・高校生を対象に理科実験・ものづくり学習の支援や理科・コンピュータ教室、スーパーサイエンスハイスクール事業への協力、院生による環境教育への協力などを実施する。(42-3)

③ 地域課題研究・自治体の審議会等参画による貢献

- 都市政策研究所は、北九州地域のシンクタンクとして、北九州市等と連携して、市民生活やまちづくり等に関する調査研究を実施するほか、北九州市・地域団体からの受託調査を行う。また、下関市立大学との関門地域共同研究に取り組む。(再掲)(36-1)
- 都市政策研究所は、北九州市が抱える政策課題の解決に向けて、北九州市・ICSEAD等との連携を強化する。(再掲)(39-1)
- 国・自治体の審議会や委員会などへの参画を奨励する。(43-1)

④ 生涯学習機会の提供

- 環境技術など理工系分野も取り入れた公開講座を9講座以上開催する。(44-1)
- 一般市民を対象に、ひびきのキャンパスの体験学習ツアーや市民団体等への講義などを実施する。(44-2)
- マネジメント研究科は、中華圏の協定校との連携強化を背景に、経営者やビジネスマン等を対象とした「実践中華ビジネス講座」を開講するほか、北九州地域産業人材育成フォーラムや中小企業大学校等との連携による経営者向けMBAセミナー等を実施する。(44-3)
- 北方キャンパス図書館を年間を通して一般市民に開放する。(特定休館日を除く。)(44-4)

⑤ 社会人教育の充実

- 本学の社会人志願者・合格者・入学者の状況などの情報の収集整理を行う。(45-1)

¹ 持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の略称。ESDは2005年にUNESCO(国際連合教育科学文化機関)を主導機関としてスタート。2006年、北九州地域はRCE北九州として「ESD促進のための地域の拠点(Regional Centres of Expertise: RCE)」に認定された。

2 教育研究機関との協同に関する目標を達成するための措置

① 大学間連携による地域の教育研究機能の高度化

- 大学コンソーシアム関門^{*1}の共同授業として、「北九州市の工場見学を通して、ものづくりと環境について学ぶ（産学公連携講座）」を開講する。 (46-1)
- 北九州市内 4 大学連携^{*2}として、市民向け公開講座「スクラム講座」と、定期的な学長会議を引き続き開催する。また、昨年度文部科学省の補助事業「大学間連携共同教育推進事業」に代表校として採択された「まちなかESD^{*3}センター」を本格稼働させ、市内の 10 大学、ESD 協議会等との連携のもと、ESD 活動を全市的に展開する。さらに、同補助事業に連携校として採択された「地域連携による「ものづくり」継承支援人材育成共同プロジェクト」において、4 大学^{*4}の大学院で単位互換協定を締結する。 (46-2)
- 北九州学術研究都市内 3 大学連携^{*5}として、単位互換とともに、引き続き連携大学院カーエレクトロニクスコースを開講する。また、新たにインテリジェントカー・ロボティクスコースを開講する。 (46-3)

② 留学生の受入れ

- 英語圏を中心に交換留学生の受入れを拡大する。また、英語圏学生の編入学受入れについて、協定校と協議を行う。 (47-1)
- 国立昌原大学校（韓国）などから、国際環境工学部または国際環境工学研究科において留学生を受け入れる。 (47-2)
- ハノイ科学大学の教員を大学院博士後期課程に受け入れる。（再掲） (26-1)
- 福岡県留学生サポートセンター等の事業を活用するなど、アジア地域（中国、ベトナム、インドネシアなど）の留学生の獲得を図る。（再掲） (50-4)
- 国際教育交流センターのウェブサイトの再構築を行う。また外国人向けサイトの多言語化を行う。 (47-4)
- 留学生と学生・市民との交流事業として、懇親会やバスハイク、懸賞論文発表会を実施する。 (47-5)

③ 海外派遣留学

- 交換留学先の開拓及び留学生数の拡大を推進する。また、タコマ・コミュニティカレッジ、北京語言大学への派遣留学を引き続き実施するとともに、派遣留学の拡大について検討し、対象大学との協議を進める。 (48-1)
- 学生の私費留学先及び取得単位の調査、私費留学生へのヒアリング等を行い、現行制度における課題を整理するとともに、他大学における取扱い等について事例研究を行う。 (48-2)

¹ 本学、九州共立大学、九州国際大学、西日本工業大学、下関市立大学、梅光学院大学

² 本学、九州工業大学、九州歯科大学、産業医科大学

³ 持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の略称。ESD は 2005 年に UNESCO(国際連合教育科学文化機関)を主導機関としてスタート。2006 年、北九州地域は RCE 北九州として「ESD 促進のための地域の拠点(Regional Centres of Expertise: RCE)」に認定された。

⁴ 本学、九州工業大学、九州歯科大学、産業医科大学

⁵ 本学、九州工業大学、早稲田大学

④ 海外大学等との交流・国際貢献

- アジア文化社会研究センターは、同済大学アジア太平洋研究センターとの研究交流として、国際シンポジウムを開催する。(再掲) (35-3)
- 都市政策研究所は、仁川発展研究院との研究発表会を行う。(再掲) (39-2)
- 同済大学アジア太平洋研究センター、仁川発展研究院、ハノイ科学大学環境技術開発研究センターをはじめとする海外の協定締結機関などとの交流によって、共同研究や国際会議などの学術交流、プロジェクト参画を推進する。 (49-1)
- JICA との連携による環境改善協力など国際貢献活動を推進する。 (49-2)
- マネジメント研究科は、学術交流協定に基づき、香港大学華人経営研究センターとの共同調査・研究や東北大学、遼寧大学、マカオ大学との交流活動等を推進する。 (49-3)

⑤ 全学的な国際化推進体制の整備

- 全学的な国際化に向けて、文部科学省採択事業「グローバル人材育成推進事業」を統括し推進するため、国際教育交流センターとの連携を踏まえた推進体制を整備する。また、国際教育交流センターでは、昨年度配置した留学生アドバイザーの研修を計画的に実施するほか、引き続き、外部資金の情報収集を行う。 (50-1)
- 留学生の日本語能力に対応し、能力別クラス編成による日本語教育を行う。 (50-2)
- 福岡県留学生サポートセンター等の事業を活用するなど、アジア地域（中国、ベトナム、インドネシアなど）の留学生の獲得を図る。 (50-4)
- 国際交流ボランティア「ひびきの」が実施する新入生歓迎会、バスハイクなどの交流会、イベントを支援する。 (50-5)

IV 管理運営

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 大学運営の効率化

① 学内運営の改善

- 各種委員会など学内運営組織について、引き続き、検討・改善を行う。(51-1)

② 経営資源の戦略的配分

- 理事長、学長のリーダーシップの下、戦略的予算編成、人員配置を行う。(52-1)

③ 事務局業務の効率化

- 教務業務の効率化を行うため、両キャンパス共通の新・開講科目データベースシステムを平成26年度開講科目から運用開始する。(53-1)
- 引き続き、業務の洗い出しによる不要な事務の廃止や業務の効率化を実施する。(53-3)

④ 北方・ひびきのキャンパス間の連携促進

- 大学祭、スポーツフェスタでの学生交流を促進する。(54-2)
- 学際・複合・新領域分野などでの外部研究資金の共同申請、研究発表会などへの相互参加などを行う。(54-3)
- 電子シラバスと連動した、両キャンパス共通の履修登録システムを完成させる。(再掲) (28-1)
- 教務業務の効率化を行うため、両キャンパス共通の新・開講科目データベースシステムを平成26年度開講科目から運用開始する。(再掲) (53-1)
- 学生交流に主眼を置いた教育面でのキャンパス間連携事業として、「キャンパス交流 Day*1」を実施する。(54-5)

(2) 事務体制の強化

① 中長期計画による職員配置・事務局再編

- 市派遣職員のプロパー職員などへの転換を計画的に実施する。また、計画的なプロパー職員の採用を実施する。(55-1)
- 昨年4月に実施した事務局再編を検証し、必要に応じて組織見直しを行うとともに、市派遣職員、プロパー職員などの適正配置を実施する。(55-2)

② SD*2の推進

- 公立大学協会をはじめとした学外のSD研修会に事務職員を積極的に参加させる。(56-1)
- 通信制大学院（アドミニストレーション専攻）の受講や、市内4大学（九州工業大学、九州歯科大学、産業医科大学、北九州市立大学）による共同研修などを実施する。また事務局の国際化を推進するため、e-ラーニングを活用した職員研修を開始する。(56-2)
- 研修計画に基づき、効果的な研修を実施することで、大学職員として必要な知識の修得や倫理・規範意識の涵養に努める。(56-3)

¹ 1学期・木曜日に、キャンパス間移動用のバスを巡回運行させ、国際環境工学部の1年生全員が北方キャンパスに移動。基盤教育科目の受講などを行う。

² 職員を対象に、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質を向上させるための組織的な取組の総称

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

① 収入財源の確保・多様化

- 外部資金の年間5億円以上を獲得する。(57-1)
- 自己収入確保のため、壁面貸付への有料広告掲載や研究施設の貸出などを行う。大学WEBサイトの掲載等により、学外への教育・研究・発表活動に関する教室の貸出しを新たに実施する。(57-2)

② 基金の創設

- 「(仮称) 創立70周年記念事業実行委員会」のもとで同窓会、後援会と連携し、寄付金募集について体制を整え、着手する。(58-1)

③ 管理的経費の抑制

- エネルギー使用量及び光熱費の削減に取り組む。(59-1)
[光熱費：平成24年度比約1%削減]
- 管理的経費の抑制のため、パソコンのリユースを実施するほか、業務改善等による消耗品費の削減を行う。(59-3)

④ 人件費の適正化

- 教職員の定数管理を厳格に行い、総人件費を適正に管理する。(60-1)

3 自己点検・評価、情報提供等に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価及び情報提供

① 検証可能なデータ等による自己点検・評価及び大学運営の改善

- 各種データに基づく自己点検・評価を実施し、その評価結果及び法人評価委員会の評価結果を大学運営の改善に反映させる。(61-2)

② 情報量の充実・分かりやすい発信

- 大学の情報を受け手に分かりやすく提供するため、大学ウェブサイトのリニューアルを実施する。(62-1)

(2) 大学認知度の向上

① 認知度向上プロジェクトの実施

- 「認知度向上プロジェクト」において、平成28年度の創立70周年事業を活用してブランディングを展開していくための実施計画の策定に着手する。(63-1)

② 創立70周年記念事業の実施

- 「(仮称) 創立70周年記念事業実行委員会」のもとで、具体的な企画事業を進める。また、学内でアンケート調査等を実施し、広く意見を募っていく。(64-1)

4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

(1) 施設・設備の整備

① 長期計画による老朽化施設・設備の整備

- 長期修繕計画及び耐震補強計画に基づき、本館E棟外壁改修工事、1号館耐震改修工事及び2号館耐震実施設計に着手する。また、新図書館の建設に係る実施設計を行うとともに、建設予定地にある6・7号館の解体や埋蔵文化財の調査を行う。(65-1)

- ひびきのキャンパスの特殊実験棟の実験機器について、整備計画に基づき引き続き整備を行う。 (65-2)
- 計測・分析センターの設備について、更新計画に基づき順次更新を行う。 (65-3)
- ひびきのキャンパスの長期改修計画を策定する。 (65-4)

② 景観や環境に配慮したキャンパスの維持・管理

- キャンパス内の景観向上や季節感の創出、採光、安全性の観点から、緑化や剪定、雑草処理を定期的に行う。 (66-1)
- 環境への配慮と将来的な光熱費削減の観点から、LED 照明器具や人感センサー式照明など省エネ機器への切替を進める。 (66-2)

③ ICT を活用した大学運営システムの整備

- 教育の PDCA サイクルを構築するため、「教育情報システム」の試行結果を反映させて完成させる。また、成績管理システム、学生ポートフォリオシステムの開発に着手し、試行的に実施する。 (67-2)
- 電子シラバスと連動した、両キャンパス共通の履修登録システムを完成させる。(再掲) (28-1)
- 教務業務の効率化を行うため、両キャンパス共通の新・開講科目データベースシステムを平成 26 年度開講科目から運用開始する。(再掲) (53-1)

④ 学生の学習環境の整備

- 北方キャンパスの教室の一部を改修した多目的教室の利用状況を検証し、必要に応じて多目的教室への改修を増やす。 (68-1)

(2) 法令遵守等

① 法令遵守の徹底

- 健全で適正な業務遂行に対する意識向上を目的とした教職員研修を実施する。 (69-1)
- 不正経理防止の観点から監査計画に基づき、内部監査及び監事監査を行う。 (69-2)
- 公益通報制度を活用し、法令違反の発生と被害の防止に努める。 (69-3)

② 効果的なリスクマネジメント

- 策定した学生・教職員向けの「安全・安心ハンドブック」の周知を図るとともに、リスクに対応して、学生・教職員へのタイムリーな注意喚起を行う。 (70-1)
- 引き続き、事故・災害等を想定し、避難訓練、消火訓練を実施するとともに、学内の火災危険物の適切な管理を行う。 (70-2)

[1] 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成25年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	2,085
自己収入	3,942
うち授業料等収入	3,859
その他	83
受託研究等収入	1,227
うち外部研究資金	1,174
その他	53
施設整備補助金	418
目的積立金取崩	255
計	7,927
支 出	
業務費	6,315
うち教育研究活動経費	4,358
管理運営経費	1,957
受託研究等経費	1,181
うち外部研究資金	1,128
その他	53
施設・設備整備費	431
計	7,927

[人件費の見積り]

期間中総額4,152百万円を支出する(退職手当は除く)。

2 収支計画

平成25年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,844
業務費	6,842
教育研究経費	2,038
受託研究費等	408
役員人件費	64
教員人件費	3,225
職員人件費	1,107
一般管理費	786
財務費用	2
減価償却費	214
収入の部	7,589
運営費交付金収益	2,085
授業料収益	3,369
入学金収益	584
検定料収益	112
受託研究等収益	448
寄附金収益	432
補助金等収益	347
財務収益	1
雑益	82
資産見返運営費交付金等戻入	45
資産見返施設費戻入	37
資産見返補助金戻入	11
資産見返寄附金戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	27
純利益	△255
目的積立金取崩益	255
総利益	0

3 資金計画

平成25年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	7,494
投資活動による支出	431
財務活動による支出	2
翌年度への繰越金	463
計	8,390
資金収入	
業務活動による収入	7,254
運営費交付金による収入	2,085
授業料等による収入	3,859
受託研究等による収入	1,227
その他収入	83
投資活動による収入	418
施設整備補助金による収入	417
利息及び配当金による収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	718
計	8,390

[2] 短期借入金の限度額

1 限度額

年間運営費（約 70 億円程度）の概ね 1 か月分相当額（約 7 億円程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生などのため。

[3] 重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画

予定なし

[4] 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

[5] 北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 17 年 3 月北九州市規則第 20 号）で定める業務運営に関する事項

1 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

積立金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし